



議会あれこれ ～やってみよう！ 議員力検定～

議員力検定は、有限責任事業組合議員力検定協会が主催されている民間資格の検定試験で、民主主義の基本である議会政治をはじめ、広く政治の仕組みを「検定」を通じて学んでいこうというものです。この検定を受けることで、市議会や市政などの仕組みを知り、市政に参加していくきっかけや、議会に関心をもつ機会にいただければと思います。

Q 練習問題 (協会ホームページ (<http://giinryoku.jp/>) から引用。答えは13ページ下部)

Q1 住んでいるまちに不満があります。次の記述で法律的に間違った行動を、一つ選択してください。

- A. 自分が首長、議員に立候補して、よりよいまちをつくるよう努力をする。
- B. 自分の考えに近い人を、選挙で選ぶ。
- C. あきらめて、ほかのまちへ引っ越す。
- D. 地方税の支払いを拒否する。

Q3 住民が議会に対して要望などを行う方法として、請願や陳情などがありますが、次の記述のうち明らかに間違っているものを、一つ選択してください。

- A. 請願は法律に規定があり、議会は必ず受理し、誠実に処理しなくてはならない。
- B. 陳情は、法律に規定がないので、議会は必ずしも審査する必要はない。
- C. 請願には、趣旨に賛同する紹介議員を必要とする。
- D. 請願が採択された場合、該当する関係機関によって必ずその趣旨に沿った措置が行われる。

Q2 マニフェスト（政策）の効果に関する記述のうち、間違っているものを一つ選択してください。

- A. 数値などにより表明した政策が実現できたかどうか判断できるので、政治家を評価でき、次の選挙に役立つ。
- B. 政策を言いつばなしにできにくくなり、政治家としての責任を持つようになることが期待される。
- C. マニフェストとはイタリア語で「はっきり示す」という意味で、発祥はイギリスであるが、日本では戦前に「公約」と訳されて用いられた。
- D. マニフェストを破っても制度的なペナルティはないので、マニフェストが効果をもつためには政治的に責任を追及することが大事である。

Q4 選挙運動で禁止されているものを一つ選択してください。

- A. 街頭で、たまたま会った人に投票を依頼すること
- B. 電話で、投票を依頼すること
- C. 会社の休み時間などに、そこにいる人に演説をすること
- D. 1日中、拡声器を使って街頭演説を行うこと



市議会に対するご意見やご要望をお待ちいたしております。

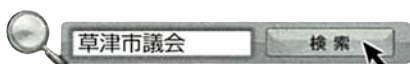
宛先・問合せ先

草津市議会事務局

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号
TEL. 077-561-2413
FAX. 077-561-2485
Eメール gikai@city.kusatsu.lg.jp

●草津市議会ホームページ

<http://www.kusatsu-shigikai.jp/>



●平成24年6月定例会の開催予定●

日(曜日)	内 容
7日(木)	本会議 (開会)
18日(月)、19日(火)	本会議 (質疑および一般質問)
20日(水)	総務常任委員会
21日(木)	文教厚生常任委員会
22日(金)	産業建設常任委員会
25日(月)	予算審査特別委員会
27日(水)	本会議 (委員長報告、採決、閉会)

編集後記

再選された市長のもと、新年度の予算を審議する2月定例会が開かれました。今号から質疑だけでなく、答弁も掲載できるように紙面を増やしました。以前よりも議会でのやりとりがわかりやすくなったのではないかと思います。皆様からの御意見等をお聞かせください。
議会広報編集委員一同